

# 千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部規約

## 第1章 総則

(支部の設置及び目的)

第1条 この支部は、社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSP」という。）の下部組織である千葉県ダンススポーツ連盟（以下「県連盟」という。）の規約第3条に基づいて設置する支部であり、管轄区域内におけるアマチュアダンス諸団体を指導統括し、ダンス技術の習得と健全なダンスを通じて心身の健康及び会員相互の親睦を図りながら、あわせて地域社会におけるスポーツの発展向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 支部の名称は、千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部（略称千葉南支部）という。

(事務所の所在地)

第3条 支部の事務所は、千葉縣市原市草刈735-1番地 中島立夫宅に置くものとする。

(管轄する区域)

第4条 支部が管轄する市町村の区域は、次に掲げる区域とする。

市原地域（市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）

山武地域（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町）

長生地域（茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村）

夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）

安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）

## 第2章 事業

(事業)

第5条 支部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アマチュアダンスに関する普及、奨励及び地域団体の育成
- (2) アマチュアダンスに関する指導者養成及び技術講習会の開催
- (3) アマチュアダンスに関する競技会の開催
- (4) 会員相互の親睦に関する各種行事の開催
- (5) 地域社会における公共的事業への協力
- (6) その他支部の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第6条 会員は、県連盟に加盟登録した管轄区域内のアマチュアダンスに関する団体とする。

ただし、支部長が特に必要と認め理事会の承認を得たときは、この限りでない。なお、この場合は入会申込書を支部長に提出するものとする。

(会費)

第7条 会費は、県連盟規約第9条の規定によるものとする。ただし、前条ただし書きによる

会員については、県連盟に準じた額を支部に納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 第6条に規定する団体の主体性がなくなり解散したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 会費を納めなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を支部長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、支部長がこれを除名することができる。なお、その旨を速やかに全会員に報告するものとする。

- (1) 支部の名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) この規約に違反する行為があったとき。
- (3) 支部組織を私的活動に利用したとき。

#### 第4章 役員及び事務局

(役員)

第11条 支部に、次の理事及び監事（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 2名以内
- (5) 会計 2名以内
- (6) その他理事 20名以内
- (7) 監事 2名以内

(役員を選任と任期)

第12条 役員は総会で選任し、支部長、副支部長、事務局長、副事務局長及び会計は理事の互選によるものとする。任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。また、役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を統括し、支部を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 事務局長は、支部長、副支部長を補佐し、日常業務を処理する。
- (4) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理し、又はその職務を行う。
- (5) 会計は、支部の会計事務を処理する。

(6) 理事は、支部の業務運営を審議するとともに、その執行にあたる。

(7) 監事は、支部の業務、資産及び会計を監査する。

#### (役員 の 解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の3分の2以上の同意による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (事務局)

第15条 支部の業務を処理するため、事務局を設け必要な事務局員を置く。

2 事務局員は理事会の承認を得て、支部長が任免する。

3 事務局長は、事務局を統括する。

### 第5章 名誉役員

#### (名誉役員)

第16条 支部に次の名誉役員を置くことができる。名誉役員の選任は理事会の議決を経て支部長が委嘱する。

(1) 名誉顧問

(2) 顧問

(3) 参与

(4) 相談役

2 名誉顧問は、支部の重要事項について支部長に意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の諮問に応じ理事会に助言することができる。

4 参与及び相談役は、理事会が委嘱した特別な事項を処理する。

### 第6章 会議

#### (理事会)

第17条 この支部に、理事会を設置し、この規約に定めるもののほか、総会の権限に属する以外の事項を処理する。

2 理事会は、支部長が招集する。

3 理事会の議長は、支部長とする。

4 理事会の構成員は、理事とする。

5 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開きまた議決することができない。

6 理事会の議決は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (総会)

第18条 総会は、年1回4月に開催し、支部長が招集する。ただし、支部長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、第6条に規定する団体から、当年1月1日現在におけるJDSF会員数10名に対して1名の割合で選出した代議員をもって構成する。ただし、10名に満たない場合は1名とする。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (3) 規約の改廃に関する事項
  - (4) その他支部の運営に関する重要な事項
- 4 総会は、代議員の過半数が出席しなければ、これを開きまた議決することができない。  
ただし、当該議事につき予め書面をもって意思表示した者は、出席者とみなす。
- 5 総会の議長は、総会でこれを選任する。
- 6 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 すべての会議には、議事録を作成しこれを保存する。ただし、総会議事録は議長及び出席者2名の署名を要する。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第21条 この支部は、理事会及び総会において各出席者の4分の3以上の議決を経なければ、解散することができない。

第8章 補 則

(会計年度)

第22条 この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わりとす  
る。

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 この支部の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(表彰)

第24条 この支部の発展に尽力し功績のあった者は、別に定める表彰基準により選考し、理事会の議決を経て総会時に表彰する。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会及び理事会の議決を経て、支部長が別に定める。

附 則

(施行日等)

この規約は、平成8年6月23日に施行し、平成6年4月1日から遡及適用するものとする。

(経過措置)

この規約適用日現在において、千葉県アマチュアダンス協会市原支部の会員であった者は、引き続きこの規約に定める会員としての資格を有し、役員 であった者は、引き続き平成8年3月31日までの間は、この規約に定める 役員としてその職務を行ったものとする。

附 則

この規約は平成11年5月8日から施行する。

附 則

この規約は平成13年4月29日から施行する。

附 則

この規約は平成14年4月28日から施行する。

附 則

この規約は平成15年4月29日から施行する。

附 則

この規約は平成18年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成20年4月20日から施行する。

附 則

この規約は平成21年5月2日から**施行**する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から**施行**する。

千葉県ダンススポーツ連盟千葉南支部の設立日を平成6年4月1日とする。

(第24条関係)

千葉南支部の定期総会時に表彰する表彰基準を次のとおり定める。

【表彰基準】

- 1 支部長として2期4年以上在職し、支部発展に優れた功労があると認められる者
- 2 支部役員として5期10年以上在職し、支部発展に優れた功労があると認められる者
- 3 上部団体役員として5年以上在職し、支部を代表し貢献したと認められる者
- 4 その活動が支部の内外を問わずダンスの普及発展に大きく寄与し、その功績が顕著であると認められる個人もしくは団体
- 5 支部が行う事業に外部から協力又は支援するなど、運営上有益で支部に著しく貢献したと認められる個人もしくは団体
- 6 支部又は上部団体が行う各種行事の実行委員として積極的に従事し、支部における貴重な存在で他の会員の模範となるなど優れた功労があると認められる者
- 7 サークル活動に新分野を開拓し他の模範となる成果を挙げ、支部外から等も著しい評価を受けた個人もしくは団体
- 8 上記に掲げるもののほか、特に上記に匹敵するような功労もしくは功績等が顕著であると認められる個人もしくは団体

【表彰の時期】

選考基準1～3についてはその職を退いた翌年度の総会時に、4～7については表彰事由のあった翌年度の総会時に表彰するものとする。なお、8は前記に準じる。